

## 葛城市訪問型サービス・活動B事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、葛城市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年葛城市告示第44号）第4条第1号ア（イ）に規定する訪問型サービス・活動Bとして、居宅要支援被保険者等（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。以下同じ。）その他の支援が必要な高齢者（以下「高齢者等」という。）を支援する団体に、地域での支え合い活動の推進を図ることを目的として、葛城市訪問型サービス・活動B事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、葛城市補助金等交付規則（平成16年葛城市規則第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 事業の対象となる団体は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす団体（以下「補助対象団体」という。）とする。

- (1) 市内で活動する構成員が3人以上の団体
- (2) 市が配置する生活支援コーディネーターと連携して、地域の協力体制構築に寄与すること。
- (3) 高齢者等からの依頼及び問合せに対応する者（以下「調整役」という。）を定めていること。
- (4) 宗教的又は政治的な活動を目的としていないこと。
- (5) 葛城市暴力団排除条例（平成23年葛城市条例第15号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、市内在住の高齢者等を訪問し、ゴミ出し、掃除等の生活支援及び、通院、買い物等の外出支援等日常生活における困りごとに対する支援（以下「住民主体サービス」という。）を行う事業とする。

(交付対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、住民主体サービスに要する経費であって、別表1に定めるもののうち、市長が必要と認めるものとする。

(補助金の種別等)

第5条 補助金の種別及び基準等は別表2に掲げるとおりとし、補助金の額は、同表に基づき算定して得た額とする。ただし、国、県その他の機関が交付する補助金等の対象となっている経費は、補助の対象としない。また、年間を通じて住民主体サービスの提供を受ける者（以下「利用者」という。）のうち居宅要支援被保険者等がない場合は、補助金を交付しないものとする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

4 補助金は、交付決定日を含む月以降を支給対象とする。

(交付の申請)

第6条 補助対象団体で補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)

は、事業開始前に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 葛城市訪問型サービス・活動B事業補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 実施計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) 規約又は会則(法人にあつては定款)
- (5) 構成員名簿
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、葛城市訪問型サービス・活動B事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた団体(以下「交付団体」という。)

は、補助金の交付の決定があつた日の属する年度の末日までに、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 葛城市訪問型サービス・活動B事業補助金実績報告書(様式第5号)
- (2) 活動報告書(様式第6号)
- (3) 収支報告書(様式第7号)
- (4) 利用者名簿
- (5) 経費の支出を証する書類の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、葛城市訪問型サービス・活動B事業補助金額確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた交付団体は、速やかに葛城市訪問型サービス・活動B事業補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、第7条の規定による交付決定の後に、補助金の全部又は一部を交付することができる。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求め

るものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(関係書類の保管)

第12条 交付団体は、補助金に関する収支帳簿、領収書その他の関係書類を整備し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(保険の加入)

第13条 交付団体は、従事者及び利用者が、安心かつ安全にサービスを提供又は利用できるよう、その活動に対する傷害保険等に加入しなければならない。

(遵守事項)

第14条 交付団体は補助事業を実施するにあたり、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項各号に掲げる基準を遵守するものとする。

(公表)

第15条 市は、交付団体の実施する次の各号の内容を公表するものとする。

- (1) 団体名
- (2) 活動地域
- (3) 利用対象者要件
- (4) 利用者負担金
- (5) 利用に関する連絡先
- (6) 利用に関する受付時間
- (7) 活動内容
- (8) 前項に掲げるもののほか、サービスの利用に関して必要な事項

(委任)

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

対象経費	内容
報償費	研修講師謝礼、ボランティア謝礼、コーディネーター謝礼
需用費	消耗品費、印刷製本費
役務費	通信運搬費、手数料、電話代
賃借料	自動車借上料（個人所有車両を除く。）、会場使用料
保険料	事業に係る保険料（個人所有車両にかかる個人名義の自動車保険料を除く。）
備品購入費	申請初年度に限る。

別表 2 (第 5 条関係)

補助金の種別	補助基本額	補助金額	補助対象とする基準
生活支援	年額 120,000 円を限度とする。ただし、年度途中の申請の場合は、交付決定日の属する月から当該申請日の属する年度の 3 月までの月数に 10,000 円を乗じた額を限度とする。	別表 1 に定める交付対象経費の支出額の合計額と補助基本額を合算した額のいずれか少ない額	高齢者等の利用者が 5 人以上であること。 (居宅要支援被保険者等を含むこと。)
車両を利用した生活支援 (外出支援) 実施加算	年額 60,000 円を限度とする。ただし、年度途中の申請の場合は、交付決定日の属する月から当該交付決定日の属する年度の 3 月までの月数に 5,000 円を乗じた額を限度とする。		
立ち上げ費	50,000 円を上限とする。 ※立ち上げ時の年度のみ		

			立ち上げにかかる経費のみを対象とする。
--	--	--	---------------------